

四日市市選管告示第53号

平成28年11月27日執行予定の四日市市長選挙における不在者投票の時間について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第270条の2第1項の規定により、次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第142条の3の規定により別紙のとおり告示する。

平成28年10月 3日

四日市市選挙管理委員会

委員長 市橋 愛爾

四日市市萱生町1200番地 四日市大学情報センター1階ロビー 午後5時まで

（選挙管理委員会事務局）